

資料 3

大阪府環境審議会野生生物部会報告書

大阪府環境審議会野生生物部会長

平成 20 年 3 月 5 日に大阪府環境審議会野生生物部会を開催し、知事から諮問のあつた、鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 9 号の規定に基づく枚方鳥獣保護区の指定について審議を行い、同日付で大阪府環境審議会会长から知事あて答申を行ったので、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第 3 条第 6 項の規定に基づき報告する。

なお、大阪府環境審議会条例第 6 条第 7 項及び大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第 3 条第 5 項第 6 号の規定に基づき、当部会の決議を大阪府環境審議会の決議とした。

動畜第3079号
平成20年3月5日

大阪府環境審議会
会長南努様

大阪府知事 橋下徹



枚方鳥獣保護区の指定について（諮問）

標記について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第9号の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

(説明)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条に基づき、都道府県知事は鳥獣の保護の見地から鳥獣保護のため重要と認める区域を鳥獣保護区として指定することができる」とされています。

本府では「第10次鳥獣保護事業計画（計画期間：平成19年度～23年度）」において平成20年度に枚方市域で森林鳥獣生息地として鳥獣保護区の指定することとしており、同保護区の指定にあたり、同法第29条第9項において準用する第4条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めるものです。

枚方鳥獣保護区の設定について

1 概要

枚方東部には、棚田などの農耕地、ため池、雑木林など様々な環境が組合わされた里山が広がっており、森林性の鳥獣の貴重な生息地となっている。

雑木林にはノスリやオオタカなどの猛禽類が、農耕地やため池ではクイナやヤマシギなど希少な鳥類が観察されている。

2 鳥獣保護区の設定

① 根拠法令

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第28条第1項

② 時 期

第10次鳥獣保護事業計画（平成19年4月1日から平成24年3月31日）に基づき平成20年度に指定する。

③ 区 域

枚方市、交野市の境界線と第二京阪道路の交点を起点とし、同道路を北々東進し枚方市、京都府京田辺市の境界線に至る線より東南方向のすべての枚方市域

④ 期 間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

⑤ 面 積

約1,080ha

3 制限内容

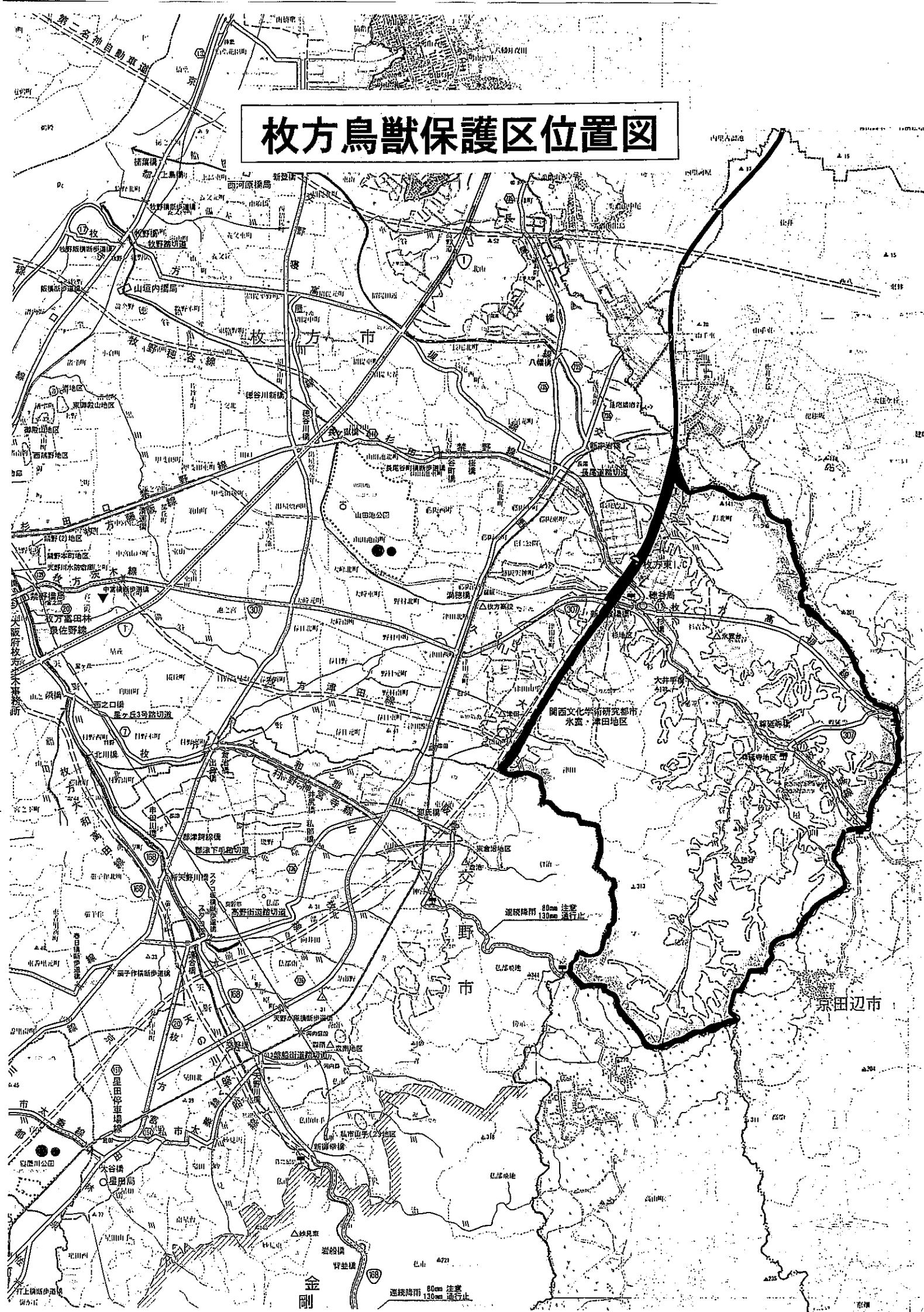
- ① 銃による狩猟はもとより、わなや網による野生鳥獣の捕獲ができない。
- ② 府が営巣及び給餌等の施設を設置する場合に、土地や木竹の所有者等は拒むことができない。（法第28条第11項）
- ③ 府は鳥獣保護区内に標識を設置する（法28条9項で準用する法15条13項）

4 枚方東部地区で確認された野生鳥獣

獣類・・・ノウサギ、キツネ、タヌキ他

鳥類・・・97種の野鳥（環境省の絶滅危惧Ⅱ類に指定されているオオタカ、サンショウウクイの生息も確認）

枚方鳥獣保護区位置図



答申第53号
平成20年3月5日

大阪府知事 橋下徹様

大阪府環境審議会
会長 南



枚方鳥獣保護区の指定について（答申）

平成20年3月5日付け動畜第3079号で諮問のあった標記について下記のとおり答申します。

記

- 1 区域 枚方市、交野市の境界線と第二京阪道路の交点を起点とし、同道路を北々東進し枚方市、京都府京田辺市の境界線に至る線より東南方向のすべての枚方市域
- 2 期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- 3 面積 約1,080ha